

答申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）28条5項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮詢があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、○○区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成29年6月30日付けの通知書で行った法28条5項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件申請を拒否することは違法又は不当であると主張する。

請求人は、病状の理由から、公共交通機関を利用することが困難であるため乗用車で通院している。これは、症状等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段に当たるものである。

このような場合、燃料費の実費あるいは通常の経路の公共交通機関を利用した場合の運賃相当額のいずれかを通院交通費として支給するのが合理的である。以前に請求人が生活保護を受けていた○○区では、認可された移送用乗用車で通院した場合でも、通常の経路の公共交通機関を利用した場合の運賃相当額を支給する取扱いがなされていた。この取扱いは、移管の際の確認事項として処分庁に引

き継がれたものである。

処分庁は、請求人の乗用車による通院の事実を知りながら、あえて公共交通機関を利用した履歴を証する資料を提出せよとの不可能を強いて、医療移送費の支給を拒み続けている。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 2月14日	諮問
平成30年 3月16日	審議（第19回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法11条1項は、保護の種類の一つとして、4号に「医療扶助」を掲げており、法15条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、医療扶助を行うことを定めるとともに、6号において、医療扶助の範囲に「移送」を含むものと規定している。

(2) 生活保護の決定・支給事務は法定受託事務であるところ、地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付社発第727号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。）によれば、同要領の第3・9・(2)のアないしク

に掲げる場合に医療扶助に係る移送の給付を行うとされ（別紙）、被保護者から申請があった場合、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる経路及び利用する交通機関を適正に決定し、福祉事務所において決定した経路及び交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象とならないものとされ（第3・9・(3)・イ）、費用の算定に当たっては、領収書等の証拠資料に基づき額の決定を行うこととされている（第3・9・(4)・イ）。

(3) 同じく地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10（保護の決定）の間9によれば、他の実施機関の管内で保護を受けていた者が転入してきた場合、その者に係る保護の要否判定及び程度の決定は、保護受給中の者に対する取扱いと同様に行って差し支えないが、この取扱いは、当該転入した要保護者の保護の継続の要否について審査を要しないことを意味すると解してはならないとされている。

2 これを本件についてみると、請求人は、東京都区部に居住し、その居宅から継続的に通院していると認められることから、運営要領の第3・9・(2)のウないしクに該当しないことは明白である。また、審査請求書及び反論書には、病状が公共交通機関の利用を不可能としている旨の記載があるものの、その主張からは、請求人の傷病・障害等の状態が電車・バス等の利用が著しく困難な程度であるとまではにわかに判断できず、また、主張を裏付けるに足る資料の提出もないことから、運営要領の第3・9・(2)・イに該当すると判断することもできないものと言わざるを得ない。

そうすると、請求人は運営要領の第3・9・(2)・アに該当する者というべきであって、通院に係る移送費の給付は電車・バス等に係

る運賃の範囲となるところ、本件申請に係る交通費報告書には、交通機関の経路は記載されているものの領収書・利用履歴等が添付されていないことが認められることから、利用の実績を挙証する資料の提出がないことを理由として本件申請を却下した本件処分は、上記 1 の法令等の定めに則ってなされたものと認められ、違法又は不当な点を認めることはできない。

なお、運営要領の医療扶助に係る移送の給付において、燃料費を給付することとしているのは、第 3・9・(2)・エの場合（医師の往診等）のみである。また、通院等のために自動車の保有が容認される場合でも、維持費は他からの援助、他施策の活用又は障害者加算で賄うこととされている（課長通知第 3 の問 1 2 答 1 (4) 及び「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問 3－19）。したがって、自動車で通院した場合の燃料費の実費は、運営要領の移送の給付の範囲には含まれない。

3 請求人は、病状の理由から、乗用車での通院は経済的かつ合理的な経路及び交通手段に当たるものであり、〇〇区においてなされていて公共交通機関を利用した場合の運賃相当額を支給する取扱いが引き継がれるべきであるとして、本件処分は誤りである旨主張する。

しかし、そもそも移管前の実施機関における保護の程度が転入後の実施機関にも当然に引き継がれるものではない（1・(3)）。また、移管後については処分庁がこれまでの間、請求人に対し乗用車の利用による通院等を合理的であると認定したことはなく、本件申請に係る請求期間に限っても、請求人に電車・バス等を利用できない特別な事情が存することを裏付ける資料の存在が認められないことは上記 2 のとおりである。

そして、処分庁が費用の算定を行うに当たっては、領収書等の挙証資料に基づき通院に係る移送費の額を決定するのであるから（1

・(2))、挙証資料を欠いたまま支給を求める請求人の主張には理由がないものといわざるを得ない。この点について、請求人は、処分庁がＩＣカード乗車券の利用を強要しているとも述べるようであるが、処分庁はＩＣカード乗車券の利用履歴を交通実費の挙証資料の一例として掲げているに過ぎないものと認められる。

4 ところで、本件処分に係る保護申請却下通知書には、「福祉・法律・行政相談等に係る移送費は、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付発社第246号厚生省社会局長通知）第7・2・(7)・アに該当しないため、保護申請を却下します。」との記載もある。

これは、請求人が提出した交通費報告書の「用件」の欄に、病院・福祉・司法・行政・法人・公共施設等との記載があり、また、「行先」の欄に、医療機関以外の施設名（郵便局、法律事務所、免許センター、不動産業者、警察）も併記されていたことから、医療移送費以外に、一般の生活扶助費（法11条1項1号）としての移送費（法12条2号）の申請があるものとして、処分庁がこれに対して応答したものと考えられる。

もっとも、上記交通費報告書の記載は、医療機関以外の個々の施設に赴く実質的理由や具体的必要性について何ら明らかにされているものではないから、単に医療機関への通院日当日の交通経路として他の施設にも立ち寄った事實を表示したに過ぎないものとも認められる。そうすると、保護申請に対しては、仮に医療移送費として通院交通費を支給するとした場合に、必要に応じて、上記交通費報告書の記載が、通院のために必要な経路として合理的・妥当なものかどうかを判断するだけでも十分であろうと考えられる。

しかし、これらの点は、処分庁が慎重を期して、上記医療機関以外の施設へ赴く目的での移送費の申請が併せてあったものとして、それを前提に、当該申請を却下すべき適切な根拠を挙げて応答をしたものであると認められるから、いずれにしても本件処分が適正で

あることには何ら変わりはないものである。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、窪木登志子、川合敏樹

別紙（略）